南幌町地方創生推進会議設置要綱

（設置）

第１条　まち・ひと・しごと創生法（平成２６年法律第１３６号）第２条に規定する基本理念にのっとり、南幌町における、まち・ひと・しごと創生に関する総合的かつ計画的な施策（以下「総合戦略」という。）を策定するため、南幌町地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　推進会議は、町長の諮問に応じ、本町の総合戦略に関する事項を審議、評価し答申するものとする。

（組織）

第３条　推進会議は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　推進会議に会長１人及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を進行する。

２　前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、町長が招

集する。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができ

ない。

５　会議において、議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（地方創生推進アドバイザー）

第７条　町長は、第１条の目的を達成するために、地方創生推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

２　アドバイザーは、推進会議の運営等に関して専門的な立場から助言及び提言を行う。

（報償費等）

第８条　町長は、推進会議の委員に対して、報償費及び旅費を支給することができる。

２　第６条第５項により、委員以外の者が会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

３　アドバイザーに対して、報償費を支給することができる。

（庶務）

第９条　推進会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営等に関し必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

　この訓令は、令和元年１０月１日から施行する。